

現場代理人の兼務に関する特記仕様書  
(令和3年度及び令和6年度発生豪雨等災害特例適用)

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「令和3年度及び令和6年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて」(令和6年11月26日付け契第123号通知。以下、「R3・R6災害特例」という。)に基づき、本工事に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 受注者は、次の各号に該当し、同一の現場代理人が工事現場の運営、取締り及び権限の行使をする上で支障がない場合は、様式10により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

(1) 次の要件を全て満たす建設工事(ただし、②、③についてはいずれか)

- ① 兼務する建設工事の契約金額が共に4,000万円未満であり、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度までであること。ただし、工事の規模・内容等により工事現場の運営取り締まり等に支障がないと事業担当課長が認める場合にはこの限りでない。
- ② 兼務する建設工事は、松江市が発注または監督する工事に限る。
- ③ R3・R6災害特例を適用し兼務する建設工事は、松江市及び松江市上下水道局が発注または監督する工事に限る。
- ④ 発注者または監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(2) 次に該当する場合

密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は隣接した場所において施工する場合。

(兼務できる工事の数)

第3条 同一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、松江市が発注等するものに限り、2件までとする。

2 前項のほか、当面の間、次のとおり兼務できるものとする。

- (1) 同一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、松江市が発注等するものに限り、最大3件までとする。
- (2) 前条第1項第1号③に該当し、兼務する工事のうち少なくとも1件が令和3年度または令和6年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事(災害復旧その他関係する工事等を含む。)である場合は、同一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、最大5件までとする。また、当面の間、前条第1項第1号①の規定にかかわらず、契約金額が4,000万円以上であっても最大2件まで兼務できるものとする。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第4条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、距離及び時間、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認・非承認の通知)

第5条 発注者は、現場代理人の兼務について承認する場合には様式11により、また承認しない場合は様式12により、速やかに受注者に通知するものとする。

(工事成績評定点への反映等)

第6条 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、不良(粗雑)な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合がある。